

厚木市認定こども園施設整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもを安心して育てることができる体制を確保するため、認定こども園の施設を整備することに対し、予算の範囲内において、厚木市認定こども園施設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、市内に幼稚園型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項に基づく認定を受けることができるもの又は同条第3項の認定を受けることができるもの。）を設置する学校法人（以下「設置者」という。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業（以下「交付事業」という。）は、就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（令和5年8月22日こ成事第466号別紙。以下「国要綱」という。）5に定める施設整備を行う事業（国要綱に基づく交付金の交付対象として国から内示を受けたものに限る。）とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、国要綱8に基づき市長が算定した額とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする設置者は、補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画の概要が分かるもの
- (2) 収支予算書
- (3) 補助対象経費に係る工事請負業者2社の見積書の写し

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、内容を審査の上、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金交付決定通知書によりその旨を設置者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 設置者は、前条の規定による交付決定を受けた場合において、事業計画を遂行することが困難となったときは、その旨を記載した書面を市長に提出

することにより、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助金の交付条件)

第8条 市長は、補助金の交付決定をする場合において、交付の目的を達成するために必要があるときは、次に掲げる条件を付すことができる。

- (1) 交付事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (2) 交付事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (3) 交付事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。

- 2 市長は、設置者が第1項の規定により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市に納付させることができる。

(事業の計画変更)

第9条 補助金の交付決定を受けた設置者（以下「交付決定者」という。）は、交付事業の計画を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書に変更の内容が分かる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により申請があった場合において、審査の上、適当と認めるときは、事業計画変更承認通知書によりその旨を交付決定者に通知するものとする。

(変更の届出)

第10条 交付決定者は、私立幼稚園の所在地若しくは名称又は設置者の住所若しくは氏名に変更があったときは、その旨を文書により速やかに市長に届け出るものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、当該事業が完了したときは、事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、その事業の完了の日から30日以内の日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月末日のうちいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 総事業費が分かるもの

- 2 消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除額が明らかなきときは、これを補助

金額から減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、交付決定者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、速やかに市長に対して報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(立入検査等)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告を求め、指導又は助言をすることができるほか、立入検査等を実施することができる。

(書類の整備等)

第15条 交付決定者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、及び保管するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該事業が完了した日の属する市の会計年度の翌年度から10年間（財産処分の制限のある財産に関するものについては、これにかかわらず処分終了までの期間）保存するものとする。

(財産処分の制限等)

第16条 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、市長の承認を受けないで、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

2 前項の規定により市長の承認を受けて財産を処分した場合は、補助金の全部又は一部を市に納付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

4 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産については、当該事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

附 則

この要綱は、平成30年1月5日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年10月2日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。